

登記相談予約制のお知らせ

登記相談は相談窓口を待ち時間なくご利用いただけるよう**予約制**としております。

予約は、電話か窓口でお申し込みください。

登記相談取扱時間

9:00～11:30, 13:00～16:00

相談時間

1回**20分以内**とさせていただきます。

相談予約先電話番号

盛岡地方法務局(本局)	019-624-1104
花巻支局	0198-24-8311
二戸支局	0195-25-4811
宮古支局	0193-62-2337
水沢支局	0197-24-0511
大船渡出張所	0192-26-2606



相談のご注意

- 1 登記相談は、一般的な登記申請の手続方法や記載事項についての説明となります。
- 2 相談は、原則として申請人本人（土地・建物の所有者又は会社・法人の代表者（従業員を含む））に限ります。
- 3 申請書や添付書類の作成・支援は行っておりません。申請書等をご自身で作成していただく必要があります（相談窓口で作成したり相談担当者が作成することはできません。）。
- 4 登記原因が発生していない（契約がまだ成立していない等）又は議事録を作成していない状況では、相談に応じることはできません。
- 5 相談では、お客様が作成された登記申請書の受否の判断を行うことはできません。申請受付後に登記官が審査を行います。
- 6 予約のない相談は、原則としてお受けできません。

他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、代理人として登記申請をする行為は、司法書士法又は土地家屋調査士法違反となる場合がありますので、ご注意願います。